

一般社団法人桑名青年会議所  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人桑名青年会議所（以下「本会議所」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を三重県桑名市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、会員の奉仕・修練・友情の信条のもと、人を育て地域社会と国家の健全な発展を目指し、資質の向上と啓発に努めるとともに国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
  - (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事業
  - (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備に寄与する事業
  - (4) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
  - (5) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保並びに促進及びその活性化による国民生活の安定向上に寄与する事業
  - (6) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献に寄与する事業
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的の達成に必要な事業
- 2 前項に定めるほか、目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
  - (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
  - (3) 本会議所の目的を達成するために必要な事業
- 3 前2項の事業については桑名市及びその周辺において行うものとする。

(運営の原則)

第5条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党及び宗教のために利用しない。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

（会員の資格）

第7条 本会議所の会員の資格は、次に掲げるものとする。

- （1）正会員は、桑名市並びにその周辺に居住する20歳以上40歳未満の品格ある青年でなければならない。但し、年度途中で上記制限年齢に達するときは、その年度内は、制限年齢を超えて正会員の資格を有する。
- （2）特別会員は、制限年齢に達した正会員であって、理事会で承認されたものとする。
- （3）名誉会員は、本会議所に功勞のあった者で、理事会において推薦されたものとする。
- （4）賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人または法人で、理事会において入会を承認されたものとする。

（会費及び入会金）

第8条 会員は、入会金、会費を別に定める「一般社団法人桑名青年会議所運営規則」に基づき納入しなければならない。

- 2 特に必要を生じた場合は、総会の決議を経て会員から特別会費を徴収することができる。
- 3 退会し、または除名された会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。また会費の納入前に退会を届け出ても、その年度の会費は納入しなければならない。

（入会）

第9条 本会議所の正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦により、「一般社団法人桑名青年会議所運営規則」に基づき所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会議所の特別会員及び賛助会員になろうとする者は、理事長に申し出て、理事会の承認を得なければならない。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、理事会で受理されなければならない。

- 2 会員が死亡(失踪宣告を含む)し、又は解散したときは退会したものとみなす。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- （1）本会議所の体面を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき。

- (2) 会費の納入義務を履行しないとき。
  - (3) 「一般社団法人桑名青年会議所運営規則」に基づく出席義務を履行しないとき。
  - (4) その他会員として適当でないと認められたとき。
- 2 前項各号の一に該当して会員を除名する場合には、除名の決議を行う総会の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び数)

第12条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 4名以内
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 理事 11名以上27名以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む)
  - (5) 監事 3名以内
- 2 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。また、第18条に規定する直前理事長等は、法人法上の理事にはあたらない。
- 3 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼任することができない。

(役員を選任)

- 第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、総会の決議により監事を正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事会は、理事長、副理事長及び専務理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 その他、役員を選任に関して必要な事項は、「一般社団法人桑名青年会議所運営規則」及び「一般社団法人桑名青年会議所役員選任に関する細則」に定める。

(理事の職務・権限)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の職務を執行する。
- 2 理事長は、法人法上の代表理事とし、法令及びこの定款で定めるところにより本会議所を代表し業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。ただし、代表行為は除く。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会

議所の業務を分担執行し事務局を統括する。

- 5 理事長及び第12条2項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は第12条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員辞任及び解任)

第17条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会においてこれを解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、その総会において総正会員数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長等)

第18条 本会議所には、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という）を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱した者とする。

3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたる。

4 直前理事長等は次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会に出席し理事会の諮問に応じ、又は意見を述べること。

- 5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第16条及び第17条の理事の規定を準用する。

(報酬)

第19条 本会議所の役員、顧問及び直前理事長は無報酬とする。

#### 第4章 総会

(総会の種類)

第20条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の構成)

第21条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第22条 総会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び会計報告（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録）の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 入会金及び会費の額の決定
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (6) 定款の変更
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、法令及び本定款に規定する事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年2回、毎事業年度終了の日の翌日から2か月以内及び毎事業年度終了の日の翌日から6か月を経過した日から2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき
- (3) 理事会が必要である旨決議したとき
- (4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の一週間前までに正会員に通知しなければならない。

5 理事長はあらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発する事ができる。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし第23条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の2分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第26条及び第27条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(総会の議決権)

第29条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (理事会の構成)

第31条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (理事会の権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財

### (理事会の種類及び開催)

第33条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は毎月1回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は法令の定めるところにより監事が招集したとき。

### (理事会の招集)

第34条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長または専務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録により、理事会開催日の5日前までに、各理事、各監事、直前理事長等に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第37条 理事会の議事は、本定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数をもって決する。議長は理事として決議に加わることができない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第39条 本会議所は、原則として年10回以上例会を開催する。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第40条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究し、審議し、又は実施するために委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(資産の構成)

第42条 本会議所の資産は、財産目録に記載された財産をもって構成する。

(資産の管理及び運用)

第43条 本会議所の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事



会の決議により定める。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会議所の事業計画書及び収支予算書については、各事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため、予算が成立しない場合、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 4 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第46条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員数の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

## 第8章 管理

(事務局)

第47条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第48条 本会議所は、主たる事務所に次に掲げる書類等を5年間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可等及び登記に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び貸借対照表、正味財産増減計算書等
- (8) 監査報告書
- (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 本会議所は、主たる事務所に次に掲げる書類等を10年間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 総会の議事録
- (2) 理事会の議事録

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(個人情報の保護)

第49条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告)

第50条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第51条 本定款は、総会において総正会員数の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第52条 本会議所は、総会において総正会員数の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 本会議所は法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員数の3分の2以上の決議によ

り解散することができる。

(残余財産の処分)

第54条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第55条 第53条の事由によって解散する場合、清算人はその総会においてこれを選任する。

- 2 清算人は、就任の日より清算事務を行い、総会の決議を得て残余財産についての処分の方法を定めなければならない。

(解散後の会費の徴収)

第56条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 補則

(委任)

第57条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

(施行)

第1条 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(設立当初の代表理事)

第2条 本会議所の最初の代表理事は理事長太田靖人とする。

(開始日)

第3条 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日をその事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日をその事業年度の開始日とする。